

お知らせ掲示板

「寒の水」 中止のお知らせ

毎年1月20日大寒の日に開催される草越区の伝統行事「寒の水」は、「コロナ禍での開催は難しいと判断し、令和3年は中止となりました。ご理解をお願いいたします。

お問い合わせ先
産業経済課商工観光係
(32) 3113

農業者向けみよたん 給付金の申請は お済みですか？

新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年より収入が減少した町内の農業者に対して、10月から「農業者向けみよたん給付金」の支給を始めました。

申請書は、町ホームページ

からダウンロードしていただくか、産業経済課農政係(役場2階12番窓口)、JA佐久浅間御代田支所、あさま東部営農センター小沼事務所・伍賀事務所にあります。

給付金額
1事業所当たり10万円

対象基準

- 令和2年5月1日時点で町内に事業所を有する農業者
- 令和元年の農業所得を申告している農業者

令和元年の農業収入が100万円以上の農業者

5月から7月まで、または

8月から10月までのいずれ

かの期間の収入が、昨年より減少した農業者

申請締め切り

12月25日(金)まで

お問い合わせ先

産業経済課農政係
(32) 3113

宝くじの「地域活動助成事業」

宝くじの社会貢献広報事業である「地域活動助成事業」を活用し、公益財団法人長野県市町村振興協会より宝くじの助成を受けて、清万区では、ヘルメット、トランシーバー等を整備しました。今回整備された備品は、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的に使用されます。

お問い合わせ先
清万区
「ヘルメット」



清万区で備品を購入 「トランシーバー」



お問い合わせ先

企画財政課地域振興係
(32) 3112

「みよたんメール配信サービス」登録2次元コード
詳しくは「暮らしのカレンダー(裏表紙)」をご覧ください。



12月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 町民税(4期分)
- 国民健康保険税(7期分)
- 後期高齢者医療保険料(6期分)
- 介護保険料(6期分)
- 保育料(12月分)
- 町営住宅使用料(12月分)
- 下水道負担金(3期分)
- 上水道使用料(12月期分)
大口11月使用分・一般10・11月使用分
- 下水道使用料(12月期分)
大口11月使用分・一般10・11月使用分 町営水道区域
一般8・9月使用分 佐久水道区域
- 農集排水使用料(12月期分)
8・9月使用分
- 個別排水使用料(12月期分)
10・11月使用分

納期限
12/25 金曜日

運動不足解消!!

個別健康実践セミナー参加者募集

新型コロナウイルスの影響で家にこもり、体を動かす機会が減っていませんか。また、体を動かしたいけれど、どう運動していいか困っていますか。

この教室では、皆さまそれぞれの体の状態に適した運動方法を、講師が一对一でアドバイスします。

皆さまのご参加をお待ちしています。

日程

令和3年
1月18日(月)、1月20日(水)
1月27日(水)、2月2日(火)
2月3日(水)、2月25日(木)
3月1日(月)、3月23日(火)

※時間は予約時に要相談

場所

保健センター
(役場1階東玄関側)

対象

全町民
ストレッチ、筋トレ、
エクササイズなど

講師

理学療法士

申込締め切り

1月8日(金)

※完全予約制

一人20分程度
持ち物 動きやすい服装、
飲み物、バスタオル

※開催にあたり、新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください。発熱や咳など

「ごみ集積所を 壊さないで」

ごみ集積所の故障が相次いでいます。

修繕には多額のお金がかかります。ごみを出すときは、次のことを守ってください。

○ごみ袋は奥から置く
ごみを出すとき、集積所の入り口付近にごみ袋を置いていませんか？

奥から置かないと、手前側にごみ袋が積み上がり、扉が圧迫され、脱落・歪みの原因となります。

ごみを出すときは、奥から置くようお願いいたします。

○扉は静かに開閉する
扉を勢いよく開閉してはいませんか？

過度な負荷が集積所にかかり、破損の原因となります。

扉は静かに開け閉めするようお願いいたします。

○一つの集積所を長く大切に
使っていくため、ご理解とご協力を願います。

お問い合わせ先
町民課環境衛生係
(32) 3114

「こんにちは農業委員会です」

お問い合わせ先 農業委員会事務局(32) 3113

農地の貸借には必ず手続きが必要です

例年、冬期に多くの農地貸借契約が交わされますが、農地の貸借をする場合には、農地法等の規定に基づく手続きが必要となります。今回は、農地を貸借する上で必要な手続きを紹介いたしますので、ご確認いただき、貸借する前に、貸し手と借り手で期間や賃借料などの条件を調整し、手続きをしてください。

なお、①②③の制度によって対象となる農地や借り手の条件が異なるため、詳細についてはお問い合わせください。

①農地法に基づく貸借

農地法(昭和27年法律第229号)第3条の規定により、農業委員会の許可を取得することで貸借が成立します。

②農地利用集積計画の決定による貸借

貸し手および借り手が作成した所定の様式を基に、町が貸借の計画(農地利用集積計画)を策定し、計画が公告されることで貸借が成立します。

③農地中間管理事業による貸借

農地中間管理機構(長野県農業開発公社)を介して農地

認定農業者には補助金も

認定農業者等が新規に3年以上の期間で、農地利用集積計画の決定または農地中間管理事業によって借り受ける場合は、補助金(御代田町農地利用促進事業補助金)の対象となります。

これらの手続きがされずに農地の貸借をすると罰金等に処されたり、貸借が条件となる補助制度や、相続税などの税制の特例が受けられない場合があります。

※農業者年金の経営移譲年金などを受給している人、相続税・贈与税の納税猶予を受けている人は、農地の貸借をすると、各機関へ届出等が必要となる場合がありますので事前に相談ください。